

火花

第 66 号

1987, 2

火花

第66号 1987, 2

共産主義者同盟(火花)

◎ 沖縄問題にたいするわれわれの態度

P 1

◎ 今日の独占・利子生み資本の運動について

P 11

◎ 一%論議の欺瞞性

P 17

◎ 「火花」総目次(一九八六)

P 20

沖縄問題にたいするわれわれの態度

今秋に予定されている天皇の訪沖もあって、沖縄問題がふたたび全国的階級闘争の舞台で注目されはじめています。現在、沖縄問題をとりにくんでいる共産主義者ないし先進的活動家のグループは、「沖縄解放・沖縄自立」派と「プロ独のもとでしか自決はありえない」として事実上自決権の承認の宣伝・煽動を否定する部分に分裂している。われわれは、これらの事情をふまえ、第二次ブント末期の「沖縄闘争論」の総括からはじめて、沖縄問題に対する自分の態度を提起していきたい。

一 「共産主義」一五号「沖縄闘争論」総括

「共産主義」一五号以下一五号は(われわれが対象としているのは一二・一八ブントといわれた部分の「共産主義」である)「沖縄闘争」の方針として次のように主張している。すなわち、「日本帝国主義の侵略反革命前線基地⇨沖縄を武装闘争の砦とせよ」これは、七二年「沖縄返還」を目前にした七一年六月に書かれたものである。

この主張は、今日、ブント系の一部によっても継承されている。それは、七〇年代中頃から「沖縄解放」「沖縄自決」を運動路線とする小ブル民族主義が登場してきていることからして、現在においても一定の存在価値を有している。にもかかわらず、かかるスローガンが運動の民族主義的歪曲を全面的に批判しえるものでないことも事実である。われわれが、このスローガンをあらためてとりあげ総括しようとする理由はここにある。

① 侵略反革命前線基地との闘いについて

一五号は、中核派の「奪還論」を赤軍派が次のように評価しているのを紹介することからはじめていく。

「沖縄問題を第二次大戦後の戦後処理とヤルタ・ジュネーブ体制の確立の二重性のうちに押え分断支配⇨侵略前線基地⇨ヤルタ・ジュネーブ体制の要石、戦後世界の特殊歴史構造と日帝の特殊形態のうちにその矛盾を見出し、この矛盾の歴史的止揚が追られていることとして把えた数少ない見解の一つであり、問題の本質に追ったものであった」(一)

これに対し、一五号は「このような評価に関してわれわれも基本的に一致する」として、その上で論を進めている。

しかし、今日的にみれば、こうした中核派に対する評価自体が総括されなければならない。

まず沖繩を「侵略前線基地」云々とおさえることは、ただ次のことをしめすにすぎない。それは①戦争国家としての現代帝国主義が安保・NATOなどを媒介とした世界的な軍事力の展開によっていわば「人為的に延命」していること ②アジアでのかかる軍事展開における前線基地として沖繩が存在すること、これである。

問題はこのことをどういう相互関係においてみるかである。中核派の場合、「戦後世界の特殊な歴史構造と日帝の特殊形態のうち」に「それをみている。つまり、沖繩の「侵略前線基地」としての性格をヤルタ・ジュネーブ体制と帝国主義間関係(日帝と他帝)で把握しているのである。したがって、「この矛盾の歴史的止揚」として「奪還論」が登場することになっているのである。

一方、一五号の場合は「沖繩に派兵される予定の自衛隊の銃口は、まず以て中国共産党と民族解放戦争に向けられている」「世界革命の最前線に向けて自民党の銃口が向けられた」として(一)としている。

つまり、中核派がヤルタ・ジュネーブ体制および日帝と他帝との関係で「沖繩問題」をみているのに対し、一五号は「中国共産党」「民族解放戦争」などと国際帝国主義との関係を中心にみているのである。そのことは、一五号が「分断支配」「侵略前線基地」ということよりも「侵略反革命前線基地」という点を前面におしだしていることからも明らかである。したがって、一五号の「基本的に一致している」との中核派の評価は、この積極性を断固対置することを

曖昧にするものといわねばならない。

以上の留保の上でみれば一五号の「侵略反革命前線基地」という把え方は当時の情勢として基本的に正しいだけでなく、今日も正しいといえよう。実際、現在も沖繩の米軍や自衛隊の銃口は朝鮮半島をはじめとするアジアの革命運動に直接に向けられているのである。

したがって、一五号が「沖繩闘争」の方向として「侵略反革命前線基地」との闘いとして提起した点は、今日も引きつがれる必要がある。ただし、一五号の主張をそのまま引きつぐことはできない。それは「侵略反革命前線基地」との闘いを「武装闘争」という闘争形態においてしか語っていないという欠陥をもっているためである。

一五号は「侵略反革命前線基地」との闘いを、沖繩を「武装闘争の砦」とすることとして提起している。だが基地の島である沖繩を「武装闘争の砦」とすることは、基地を解体し、革命的権力が樹立されていることを意味する。もし、一般的政治主張として武装闘争を主張しているのであれば、その政治方針の内容をしめすことが必要である。どっちにしろ無内容である。しかも、一五号は、この無内容なスローガンで満足することで、逆に「侵略反革命前線基地」との闘いの中味を曖昧にしているのである。

少し注意深く考えてみれば、侵略反革命前線基地と闘うということとは、きわめて一般的な政治方針しか意味していないことがわかる。すなわち、アジア人民と連帯して帝国主義の侵略反革命と闘い、反基地・反軍闘争を展開することなど全体をさすものである。つまり、一五号は沖繩を「侵略反革命前線基地」とすることで中核派と一線を引きながらも、闘いの方向を「武装闘争」という闘争形態でし

か語ることができず、その批判を一貫することができていない。

② 民族自決権について

つぎに民族自決権についてみていこう。一五号は、中核派の次の主張をとらえ、民族自決権が理解できていないという。

「帝国主義のいかなる施策にも惑わされることなく侵略と対決してゆくことなしには被抑圧民族との連帯もかちとれないことをしめしている。それは同時に、被抑圧民族の不屈の闘い―あらゆる弾圧・欺瞞・懐柔をはねのけて永続的に闘い続ける―の質を学びわがものとするのである」(三)

中核派の主張は、「被抑圧民族との連帯」を「侵略と対決してゆくこと」におき、その内容を「被抑圧民族の不屈の闘い……の質に学びわがものとする」とする点にある。なるほど「被抑圧民族との連帯」のためには侵略と対決して彼らから学ぶことは必要である。それは、被抑圧民族以外の民族のプロレタリアートの闘いと連帯するうえでもいえることである。

プロレタリアートにとって「被抑圧民族との連帯」が必要なのは、国際帝国主義を打倒し、資本主義を一掃するプロレタリアートの階級闘争の側面被抑圧民族の勤労大衆を引きつけるためである。そして、そのための不可欠な条件は、抑圧民族のプロレタリアートが被抑圧民族の自決権を承認することである。中核派の場合、このことを曖昧にし、侵略との対決とか「学ぶ」ことにおいてしか提起しえなかつたことが、後の「血債の思想」の導入につながっているといえよう。

一五号は「レーニン主義の民族問題の中心は『民族自決権』であ

る」とすることで、かかる中核派を批判している。

「抑圧―被抑圧民族問題を、政治 国家支配の問題として正しくおさえ、『民族解放』という抽象化された形態ではなく、国家形成の権力問題との関連で抑圧―被抑圧民族のそれぞれの側におけるプロレタリアートに対する共産主義者の態度(階級的連帯性の強化にむけての)が決定されることをはっきりさせていることである」(四)

当時、沖繩問題を「沖繩解放―帝国主義の打倒ぬきに沖繩解放はありえない」とした主張が一つの流行としてあった。そうした中で民族問題からみた「沖繩問題」に回答を与えていく上で「国家形成の権力問題との関連で抑圧―被抑圧民族それぞれの側におけるプロレタリアートに対する共産主義者の態度」という点から接近し、「沖繩解放」という抽象的スローガンと闘争しようとしたのはすぐれている。

ところで、この主張をおこなう際、一五号はその理由を「レーニンの場合には抑圧民族のプロレタリアートの中における共産主義者のそれなりの定着、被抑圧民族におけるその相対的未熟という関係を前提として抑圧民族のプロレタリアートの中の共産主義者の党派闘争の中心環として『民族自決権』が設定されているのである」としている。これは無内容であるだけでなく、誤っている。

レーニンは「抑圧民族の労働者の現実の地位と被抑圧民族の労働者のそれとは、民族問題の見地から一様なものかどうか? いや一様ではない」として「実際上抑圧民族に属するものと被抑圧民族に属するものと分裂している労働者からなりたつインターナショナルの行動が統一であるためには前者のばあいと後者のばあいに宣伝を一樣におこなってはならない」(五)とその理由を説明している。

そして彼らは次のように主張している。

「抑圧国における労働者の国際主義的教育の重点は、ぜひとも、抑圧国の分離の自由を労働者が宣伝し主張するところになければならぬ。これなしに国際主義はない。……抑圧民族の成員は、小民族が、彼らの共感するところにたがって、彼の(抑圧民族の)国家に所属するか、もしくは隣りの国家に所属するか、それとも自立しようが、それにたいしては『虚心』でなければならぬ」。

「これに反して、小民族の社会民主主義者は、彼の煽動の重点を、われわれの一般的定式の第二のことは、すなわち諸民族の『自由意志による結合』におかなくてはならない。彼は、国際主義者としての自分の義務に違反することなしに、自民族の政治的独立にも、自民族の隣接国家甲国、乙国、丙国等への編入にも、賛成することができる。しかし、彼は、いかなるばいにも、小民族的な偏狭さ、閉鎖性、孤立性に反対してたたかい、全体的なもの、一般的なもの、を考慮にいれることに味方し、部分的なものの利益を全体の利益に従属させることに味方しなければならぬ」(七)

また、自決権にたいする態度が党派闘争上で重要であったのは、共産主義者の定着をめぐる民族間の相違からではなく、ローザやピヤターコフが「(帝国主義時代には)民族戦争はありえない」として、「民族自決権」の闘いの意義を否定したからである。共産主義者の定着云々は、あらゆる民族国家に共産主義者の組織をつくるという任務の問題であって、「自決権」をめぐる問題とは相対的に別のことである。いうまでもなく、民族自決権とは「当該国家の国境内に被抑圧民族を暴力的におさえつけておく」ことからの被抑圧民族の解放のことであり、自由な政治的分離の権利のことである。

りの文句であるが、この基礎のうえに、これらの民族との関係をうちたてることを、現在でも、革命の間でも、革命の勝利のうちでも、そのすべての活動によって証明しない社会党、そういう党は、社会主義にたいして裏切りをおこなうものであろう」(八)ということをお忘れなかつた。

一五号は「権力問題との関連で階級闘争に従属」させることを主張しながらも、このことを曖昧にし、かわりに次のように主張している。

「今日の階級闘争においても『民族自決権の承認』は最小限の基準である。ただ、コミンテルンの交質と壊滅以降、世界革命の最前線が被抑圧民族の革命戦争によって維持され、帝国主義の侵略・反革命と社会帝国主義の武装反革命の予先がここに集中し、この攻防を闘いぬいては被抑圧民族の諸党派(中共派、カストロ派など)が、『被抑圧民族の全世界的解放』『周辺革命』などの形で、世界革命とそれを闘いとる世界党の問題にアプローチしようとしているとき、『民族自決権の承認』だけでは全く最小限にすぎない」ということである。今日のわれわれは、被抑圧民族の党派が世界革命の最前線に立っている先のごとき歴史的具体的状況を踏えて、『単一の世界プロ独』をめざす蜂起・臨革樹立の闘いの中で『民族自決』をとりあげねばならぬ」(九)

つまり、「民族自決権は最小限の基準である」ということを世界党が問題にしていることをもって説明している。そして、民族自決権を「世界単一プロ独」をめざす闘いの中でとらあげることが必要だといっている。

ところで、問題になっているのは、プロ独、もちろんそれが世界

こうしてみれば、一五号が「民族自決」の問題で中核派を批判したのはよかつたが、彼ら自身がそれを正しく理解していたとはいえない。ただし、一五号の主張は同時に、民族自決権がすべてではないとする点にある。

③ プロレタリアートの階級闘争に従属させることについて

一五号は「レーニンとは……民族植民地問題を常に歴史的権力問題との関連での階級闘争に従属するものとしてとりあげるところがけた」(一〇)という。これはまちがいでないが、はなはだ曖昧である。

レーニンの場合、「階級闘争に従属」させるということは次のことであつた。まず、民族自決権を共和制、民兵(常備軍にかわる)といった政治的民主主義の要求であり、ブルジョアを打倒し労働者階級を経済的に解放するというプロレタリアートの階級闘争全体に従属することであつた。そして、コミンテルンの論争を経てこり主張した。

「(後進諸国のブルジョア民主主義運動の支持において引用者)植民地諸国のブルジョアの解放運動が現実的革命的であるばいだけに、またわれわれが農民および広範な被搾取大衆を革命的精神で教育し組織しようとするのを運動の代表者が妨害しないばいだけに、ブルジョアの解放運動を支持しなければならぬし、また支持するであらう」「われわれは『ブルジョア民主主義』運動のかわりに民族革命運動についてかたるべきである」(一一)

もちろん、そのさいも、彼は「隷属民族を解放し、そして自由な同盟」ところで自由な同盟は、分離の自由をぬきにしては、いつわ

的であればあるほどいにおいても民族自決をとりあげねばならないということであり、それをプロレタリアートの国際的統一という点からとりあげることである。ところが、一五号は、民族自決をプロ独の中で具体的にとりあげることには「ねばならない」ですましてい

一五号が論じているのは「沖繩闘争」のことである。したがって民族問題からみた「本土」の労働者の現実の地位と沖繩の労働者のそれとの違いを具体的に分析し、「本土」での煽動の重点と沖繩での共産主義者の煽動の重点を区別してあつかひ、それを「『単一世界プロ独』をめざす蜂起・臨革政府樹立の闘いの中で『民族自決』をとりあげ」た内容として提起すべきであつた。また、その上で、ブルジョアと国際帝国主義を打倒するための革命闘争を共同で行うために「本土」沖繩のプロレタリアートおよび動労大衆の接近を政治組織、労働組合等の形で提起すべきであつた。

一五号は、こうした課題に接近できずにとどまっている。

民族自決権と沖繩共産主義者の任務

① 民族問題とレーニンの自決権について

ロシア革命につづいて、中国革命、東欧革命、キューバ革命、インドシナ革命戦争などが勝利した。さて、このことは民族問題を共産主義運動から遠ざけたであらうか。否である。一国ではなく数カ国(世界政治史に決定的影響力を与えるものではないとはいへ)で革命が勝利したことは、勝利した国々の間で国境をとりはずし(よ

り巨大なプロレタリア国家を樹立し)、諸民族を融合させていくことをきわめて重要な課題としておしだした。また、一方ではこれらの革命に鼓舞されて植民地・半植民地の多くが独立しただけでなく、帝国主義によって線引きされた国境を住民の「言語と共感」とによって決める運動の覚醒を拡大させている。つまり、民族解放運動はなくならず、共産主義運動と融合し、その不可分の構成部分となっている。

このことは、われわれにレーニンの民族政策の復権を新ためて要求することになっていく。

レーニンによれば、民族問題における共産主義革命の目的は「小国家への人類の細分状態をなくし、諸民族のいっさいの孤立性をなくし、諸民族の接近をはかるばかりでなく、さらに諸民族を融合させることである」(註)。したがって、ブルジョアジーと国際帝国主義を打倒し、プロ独を樹立して労働者階級の経済的解放をめざす闘いを共同でおこなうために、すべての民族、国家のプロレタリアと労働大衆を接近させることを政策としなければならない。

だが、この目的を達成するために、被抑圧民族の解放を要求しなければならぬ。それは「人類は、被抑圧階級の独裁という過渡期を通じてはじめて階級の廃絶に到達できるのであるが、それと同じように、人類が諸民族の不可避的な融合に到達できるのも、すべての被抑圧民族の完全な解放すなわちそれらの民族の分離の自由という過渡期を通じてのみのことである」(註)ということである。

このことを、われわれは、自分の綱領で民族問題において貫徹しなければならぬ。

② われわれの綱領における民族自決権について

日本資本主義は帝国主義段階にあり、その帝国主義的政治の特徴の一つである他民族抑圧をアジアを中心におこなっている。また、日本国内に少数民族が存在しないというのはウソである。アイヌ人、琉球人(琉球人)、さらに在日朝鮮人・中国人などが少数民族として日本国家の国境内に存在し、認められていく。

われわれは、これらの事情を考慮して自分の綱領で「①外国人登録法、出入国管理令、外国人学校令、国籍条項等いっさいの民族・国籍にもとづく差別法規を撤廃する。②民族・国籍にもとづく差別の撤廃。③在日朝鮮人・中国人等被抑圧諸民族による民族語・民族教育の保障。④少数民族の言語を公用語として採用。⑤領土問題における譲歩(竹島、魚釣島)。⑥アイヌ民族等北方諸民族の自決権を承認する。⑦琉球民族の自決権を承認する。⑧帝国主義・社会帝国主義および抑圧民族と闘っている全世界プロレタリアート、被抑圧民族の闘いを支持し、支援する。⑨抑圧民族としての日本プロレタリアート・大衆の中に存在している被抑圧民族にたいする蔑視、差別意識にたいする思想闘争・教育」を任務として提起している。

③ 沖繩(琉球)人をめぐる歴史的・具体的情勢

われわれが問題にしたいのは、沖繩において民族解放運動が歴史的に完了してしまっているかどうかである。われわれは、完了していないと判断する。それは、次のような歴史的・具体的情勢から明らかである。

琉球は薩摩による征服(一六〇九年)、明治政府による「琉球処分」(一八七九年)以降、暴力的に日本国家の国境線の中におさえつけられてきた。

「琉球処分」とは、明治政府が武力を背景として、一八七二年に琉球国を琉球藩に改め、一八七九年に沖繩の廃藩置県をおこなったことである。沖青同は「明治政府の沖繩の武力的領有・侵略」「琉球処分」のほんとうの目的は、成立しはじめた日本資本主義が西欧資本主義のアジア侵略との競争にたち向い台湾、朝鮮、南アジア、中国大陸への侵略を開始するための第一の国境線の決定にあった」(註)とのべている。

日本資本主義は琉球国を解体し、他方で王府の勤労大衆に対する抑圧・収奪の諸制度や慣行を温存・継承し徹底した抑圧・収奪をおこなった。一八九四年の琉球事件(琉球人の公有林の国有化)、一八九九年の土地整理(地租改正)を経て、「本土」のための糖業モノカルチャー経済を強いた。その結果、一九二一年になっても「他府県より実質六倍もの税金をとりたてられ」「ソテツ地獄」になった。そして、多くの労働者が「県」外へ出かせぎを強いられた。

さらに、差別意識にもとづいて同化(皇民化)政策、方言撲滅運動が展開された。一八九八年には徴兵制が施行され、琉球人が日本軍の一員として帝国主義戦争に動員されはじめる。

第二次大戦末期においては、日本軍が「沖繩決戦」の主張のもとに沖繩に大量に送りこまれ、戦闘と敗走の過程で残虐行為を現地に加えただけでなく、集団自決を強要した。地上戦闘だけで沖繩住民一七万八千人が死亡している。

そのうえ、敗戦処理において日帝は「本土」防衛と引きかえに沖

繩を米帝に引きわたした。米軍政下におかれた沖繩は、米軍の世界戦略におけるアジアでの要石として侵略反革命前線基地とされた。

「米軍は巨大な軍事力を背景に、沖繩における司法・行政・立法の権限を掌握し、『自治は神話なり』と、ときの高等弁務官が明言してはばからないほどの政治体制をもって沖繩を支配した。その社会集落を基地の属性としてのみ考え、住民を徹底的に抑圧と無権利状態においた」(註)

こうして、第二次大戦後の沖繩は基地の島として、住民の七割が米軍基地と関連をもつことによって生活する状態におとめられたのである。伊礼考はこの点について「戦後の沖繩の人びとは米軍がB52戦略爆撃機の常駐基地として、極東最大のカタナ飛行場を建設し、これと連携する軍港や軍道、軍事物資の集積地や宿舍など、大規模な基地建設の過程と対応して生きてきた。大規模な基地建設は、日本の大手資本が現地労働者を収奪する構造で進行したが、低賃金ながらも人びとはその作業にありついて口をノリしてきたし、基地から流出するドルに沖繩の経済は大きく依存していた」(註)とのべている。

こうした状態は、七二年の「沖繩返還」によっても基本的に変わっていない。その前に、この「返還」を沖繩人がどう扱っていたのかをみておくことにする。

「『七二年沖繩返還』は、『日米共同声明に基づき、アメリカのアジア「防衛」体制とドル防衛を同時に可能にし、米大統領はもちろんのこと、米上院や軍部のタカ派・ハト派がともに合意した条文を日本に押しつけるもので、沖繩(人)は当初から不在である。私は明治の琉球処分、戦後のサンフランシスコ条約、そして「七二年

返還」のための条約とつづく琉球処分図式である」と批判し、『復帰』へと大きく揺れ動いた日々々に耐えていた」(註)。「自衛隊派兵と米軍基地の合理的再編強化、それによる沖縄人民への抑圧と弾圧の強化、アジア侵略・反革命の軍事基地拠点化、これが『返還』の根幹である。……大和(ヤマトウ)の汚れ切った手によって、再び沖縄が隷属と忍従を強いられ新たな『屈辱の歴史』がはじまる」(内)

日本の独占資本は「返還」前後から、吸入を急速に拡大させた。インフレと為替差損にはじまり、石油資本を中心とする進出によって中小零細企業の倒産が相ついで。とくに、OTS建設と海洋博とその関連事業に投資される政府資金の回収をねらって、各地で土地の買い占めをはじめ、自然環境の破壊、公害企業の配置、観光産業の進出、そしてモノカルチャー的性格の農業にいつそうの荒廃が進んだ。かつ、軍事基地は全土の一九%(平地のほとんど)と拡大した。

現在、日帝は沖縄を侵略反革命前線基地としての性格を強化させ、軍事的警察的専制を強化するために日の丸・君が代攻撃、天皇攻撃、また自衛隊の社会的認知攻撃を拡大している。

七二年の「返還」をメルクマールとするこうした情勢の中で、民族解放運動はたしかに後退した。資本主義が暴力的に「本土」と沖縄(琉球)人の労働者を接近させた。そして、プロレタリアートを中心とする階級闘争が正面に出てきた。しかし、民族解放の志向はなくなっていない。一九八一年以降、沖縄では「琉球共和国憲法」の二つの草案と「沖縄特別県制」構想が提起され、議論されている。また、反天皇闘争と反軍・反基地闘争が根強く展開されている。したがって、プロレタリアートを中心とする階級闘争が沖縄では

中心になってきているが、そこにおいてなお、「琉球共和国」のメローガンは歴史の歌をうたいおわっていないのであり、帝国主義の侵略・抑圧に対する民主主義の擁護としての意味をうしなっていないのである。

④ 沖縄(琉球)人の自決権について

すでにみた歴史的・具体的情勢からいって、民族問題からみた「本土」の労働者の現実の地位と沖縄の労働者のそれとが同一でないこともわかるであろう。「本土」の労働者にくらべて、沖縄の労働者はあらゆる面で差別され、犠牲を強いられている。「本土」に流入している沖縄出身の労働者も低賃金を強いられ、就業上も差別を受けている。

このことは、「本土」の労働者もまた沖縄の労働者に対し、抑圧し、差別する側に立っていることで成立している。したがって、「本土」の労働者を国際主義的に教育するうえで、沖縄(琉球)人の自決権の承認を宣伝・煽動することが不可欠である。

「本土」のプロレタリアートは、帝国主義が長期にわたって沖縄(琉球)人を差別・抑圧してきたことは、沖縄(琉球)人の勤労者のあいだに、抑圧民族一般(もちろんこれらの民族のプロレタリアートを含む)ととりわけ「本土」の1)に対する憎悪や不信をつくりだしている。しかも、社共が日本帝国主義の民族抑圧政策の側にたつて排外主義を煽動してきたことで、このことを強めている。こうした憎悪や不信をなくしていくためには、「本土」のプロレタリアートが、ある程度まで沖縄(琉球)人に対する護歩が必要であり、彼らの自決権を完全に承認しなければならぬ。

もちろん、われわれは、小国家への人類の細分状態をなくし、諸民族の融合をはかることを目的としており、「本土」「沖縄」をつらぬく(一般的には世界的な)プロ独を望んでいる。だが、さきの事情からいって、そのためにこそ「本土」のプロレタリアートは沖縄(琉球)人の分離の自由を認める必要がある。なぜなら、「人類は国家の民主的機構が分離の自由に近ければ近いほどそれだけ実践上、分離の欲求はいっそうまれになり弱くなる」からである。

ただし、自決の承認は「沖縄解放」「沖縄自決」として運動路線とすること同一ではない。自決権の承認とは、分離を原則とすることではないのである。沖縄(琉球)人の自決の承認とは分離のための煽動をおこなう完全な自由の意味であり、日本国に属するか別の国に属するか、自立するかを彼ら自身が自主的に決定することを認めることにある。

さらにいえば、この自決を、プロ独のものでしか「実現不能」とし、現在の運動において「本土」のプロレタリアートを国際主義的に教育する上で自決権の承認を宣伝・煽動の重点におかないのは誤りである。たしかに、現在の日米帝国主義の存在は1)とりわけ侵略反革命前線基地として沖縄が存在することは、沖縄(琉球)人の自決を帝国主義を打倒する一連の革命を経ずには、実現することは、きわめて困難である。ただし、困難ではあるが不可能だということではない。それは、「帝国主義の時代は、世界帝国主義的相互関係の限界内における諸民族の政治的独立意欲をもこれらの意欲の『実現可能性』をもなくすものではない。これらの限界のそとでは……一般にはまた世のどこでもいやくも大きな民主主義的改革は一連の革命なしには『実現不能』であり、社会主義なしには不安定

である」(註)ということである。したがって、現在のこの瞬間においても「本土」のプロレタリアートは沖縄(琉球)人の自決権を宣伝・煽動しなければならぬのである。まさに、そのことによって「本土」のプロレタリアートは沖縄(琉球)人の労働者に対し問題は資本主義にあるということについて自覚することを援助することができる。彼らと共同行動の条件をつくりだすであろう。

⑤ 沖縄共産主義者の任務

一方、沖縄の共産主義者は民族問題において、諸民族の融合、「本土」の労働者・勤労者大衆と沖縄(琉球)人労働者・勤労者との「自由意志による結合」を宣伝・煽動の重点におかねばならない。というのは次のような事情によってである。

沖縄は現在でも「本土」にくらべて零細企業、零細農業、家父長制や隔離性が強いがゆえに、根ぶかい小ブル的偏見、すなわち民族的利己主義とブルジョア民族主義がガンコである。したがって、プロレタリアートの階級闘争を発展さす上でこうした小ブル民族主義との闘争が必要であり、そのためには諸民族の「自由意志により結合」を宣伝・煽動の重点におくことが求められるのである。

しかも、その際、沖縄が侵略反革命前線基地として、朝鮮をはじめとするアジア人民に対する侵略・反革命・抑圧をおこなう側にたたされていることを考慮しておかねばならない。それは、沖縄の共産主義者に諸民族の「自由意志による結合」をアジア人民の民族解放闘争に対する支持・支援と結合させることが義務である。さらに、沖縄階級闘争の中でプロレタリアートの独自性を守るこ

沖繩においても、現在、階級闘争の主体は、独占資本の急速な侵入に照応して、農漁民から労働者に転換してきている。そして同時に労働者の帝国主義・ブルジョアジーの側と共産主義革命の側への分裂が生れている。

七二年「返還」後の復帰協の分裂は、「本土」社共による指導部の系列化として進んだ。また、帝国主義的労働統一も沖繩に波及しはじめている。だが一方で、それは社共や帝国主義労働運動派と分裂したプロレタリアートの階級闘争を生み出す条件に他ならない。最近の軍用地二〇年強制使用攻撃との闘争や、日の丸、君が代、天皇攻撃との闘いは、反基地闘争とともにそのことをあらわしている。したがって、最後に沖繩の共産主義者は、いま生み出されているプロレタリアートの階級闘争の前進の芽を「本土」プロレタリアートとの組織的融合へとおし進めねばならない。とくに共産主義者の独自の組織をつくり、民族の差をこえた単一党をめざして、理論上、実践上、組織上の諸問題を共同で解決していくことが義務である。

注

- (一) 赤軍派「世界革命戦争への飛翔」『共産主義』第一五号 P七
- (二) 『中核』六九号中谷論文P九 P一三
- (三) 赤軍派「世界革命戦争への飛翔」『共産主義』第一五号 P一三
- (四) 『レーニン』マルクス主義の漫画および「帝国主義的経済主義について」 国民文庫「帝国主義と民族・植民地問題」 P九二〜九三
- (五) 『レーニン』自決権にかんする討論 P一六一
- (六) 赤軍派「世界革命戦争への飛翔」 P一三
- (七) 『レーニン』民族および植民地委員会の報告 P一三
- (八) 『レーニン』社会主義革命と民族自決権 P一三
- (九) 赤軍派「世界革命戦争への飛翔」 P一三
- (十) 『レーニン』社会主義革命と民族自決権 P一三
- (十一) 『レーニン』社会主義革命と民族自決権 P一三
- (十二) 『レーニン』社会主義革命と民族自決権 P一三
- (十三) 『レーニン』社会主義革命と民族自決権 P一三
- (十四) 『レーニン』社会主義革命と民族自決権 P一三
- (十五) 『レーニン』社会主義革命と民族自決権 P一三
- (十六) 『レーニン』社会主義革命と民族自決権 P一三
- (十七) 『レーニン』社会主義革命と民族自決権 P一三
- (十八) 『レーニン』社会主義革命と民族自決権 P一三
- (十九) 『レーニン』社会主義革命と民族自決権 P一三
- (二十) 『レーニン』社会主義革命と民族自決権 P一三
- (二十一) 『レーニン』社会主義革命と民族自決権 P一三
- (二十二) 『レーニン』社会主義革命と民族自決権 P一三
- (二十三) 『レーニン』社会主義革命と民族自決権 P一三
- (二十四) 『レーニン』社会主義革命と民族自決権 P一三
- (二十五) 『レーニン』社会主義革命と民族自決権 P一三
- (二十六) 『レーニン』社会主義革命と民族自決権 P一三
- (二十七) 『レーニン』社会主義革命と民族自決権 P一三
- (二十八) 『レーニン』社会主義革命と民族自決権 P一三
- (二十九) 『レーニン』社会主義革命と民族自決権 P一三
- (三十) 『レーニン』社会主義革命と民族自決権 P一三
- (三十一) 『レーニン』社会主義革命と民族自決権 P一三
- (三十二) 『レーニン』社会主義革命と民族自決権 P一三
- (三十三) 『レーニン』社会主義革命と民族自決権 P一三
- (三十四) 『レーニン』社会主義革命と民族自決権 P一三
- (三十五) 『レーニン』社会主義革命と民族自決権 P一三
- (三十六) 『レーニン』社会主義革命と民族自決権 P一三
- (三十七) 『レーニン』社会主義革命と民族自決権 P一三
- (三十八) 『レーニン』社会主義革命と民族自決権 P一三
- (三十九) 『レーニン』社会主義革命と民族自決権 P一三
- (四十) 『レーニン』社会主義革命と民族自決権 P一三
- (四十一) 『レーニン』社会主義革命と民族自決権 P一三
- (四十二) 『レーニン』社会主義革命と民族自決権 P一三
- (四十三) 『レーニン』社会主義革命と民族自決権 P一三
- (四十四) 『レーニン』社会主義革命と民族自決権 P一三
- (四十五) 『レーニン』社会主義革命と民族自決権 P一三
- (四十六) 『レーニン』社会主義革命と民族自決権 P一三
- (四十七) 『レーニン』社会主義革命と民族自決権 P一三
- (四十八) 『レーニン』社会主義革命と民族自決権 P一三
- (四十九) 『レーニン』社会主義革命と民族自決権 P一三
- (五十) 『レーニン』社会主義革命と民族自決権 P一三
- (五十一) 『レーニン』社会主義革命と民族自決権 P一三
- (五十二) 『レーニン』社会主義革命と民族自決権 P一三
- (五十三) 『レーニン』社会主義革命と民族自決権 P一三
- (五十四) 『レーニン』社会主義革命と民族自決権 P一三
- (五十五) 『レーニン』社会主義革命と民族自決権 P一三
- (五十六) 『レーニン』社会主義革命と民族自決権 P一三
- (五十七) 『レーニン』社会主義革命と民族自決権 P一三
- (五十八) 『レーニン』社会主義革命と民族自決権 P一三
- (五十九) 『レーニン』社会主義革命と民族自決権 P一三
- (六十) 『レーニン』社会主義革命と民族自決権 P一三
- (六十一) 『レーニン』社会主義革命と民族自決権 P一三
- (六十二) 『レーニン』社会主義革命と民族自決権 P一三
- (六十三) 『レーニン』社会主義革命と民族自決権 P一三
- (六十四) 『レーニン』社会主義革命と民族自決権 P一三
- (六十五) 『レーニン』社会主義革命と民族自決権 P一三
- (六十六) 『レーニン』社会主義革命と民族自決権 P一三
- (六十七) 『レーニン』社会主義革命と民族自決権 P一三
- (六十八) 『レーニン』社会主義革命と民族自決権 P一三
- (六十九) 『レーニン』社会主義革命と民族自決権 P一三
- (七十) 『レーニン』社会主義革命と民族自決権 P一三
- (七十一) 『レーニン』社会主義革命と民族自決権 P一三
- (七十二) 『レーニン』社会主義革命と民族自決権 P一三
- (七十三) 『レーニン』社会主義革命と民族自決権 P一三
- (七十四) 『レーニン』社会主義革命と民族自決権 P一三
- (七十五) 『レーニン』社会主義革命と民族自決権 P一三
- (七十六) 『レーニン』社会主義革命と民族自決権 P一三
- (七十七) 『レーニン』社会主義革命と民族自決権 P一三
- (七十八) 『レーニン』社会主義革命と民族自決権 P一三
- (七十九) 『レーニン』社会主義革命と民族自決権 P一三
- (八十) 『レーニン』社会主義革命と民族自決権 P一三
- (八十一) 『レーニン』社会主義革命と民族自決権 P一三
- (八十二) 『レーニン』社会主義革命と民族自決権 P一三
- (八十三) 『レーニン』社会主義革命と民族自決権 P一三
- (八十四) 『レーニン』社会主義革命と民族自決権 P一三
- (八十五) 『レーニン』社会主義革命と民族自決権 P一三
- (八十六) 『レーニン』社会主義革命と民族自決権 P一三
- (八十七) 『レーニン』社会主義革命と民族自決権 P一三
- (八十八) 『レーニン』社会主義革命と民族自決権 P一三
- (八十九) 『レーニン』社会主義革命と民族自決権 P一三
- (九十) 『レーニン』社会主義革命と民族自決権 P一三
- (九十一) 『レーニン』社会主義革命と民族自決権 P一三
- (九十二) 『レーニン』社会主義革命と民族自決権 P一三
- (九十三) 『レーニン』社会主義革命と民族自決権 P一三
- (九十四) 『レーニン』社会主義革命と民族自決権 P一三
- (九十五) 『レーニン』社会主義革命と民族自決権 P一三
- (九十六) 『レーニン』社会主義革命と民族自決権 P一三
- (九十七) 『レーニン』社会主義革命と民族自決権 P一三
- (九十八) 『レーニン』社会主義革命と民族自決権 P一三
- (九十九) 『レーニン』社会主義革命と民族自決権 P一三
- (百) 『レーニン』社会主義革命と民族自決権 P一三

研究ノート

今日の独占—利子生み資本の運動について (三)

I

今回は眼を転じて、いわゆる従属理論をめぐる論争をとりあげよう。素材は、山崎カヲル編監訳『周辺資本主義としてのアジア—従属パラダイムを超えて』(拓植書房)である。山崎は「編監訳者あとかぎ」で、従属理論が仕上げられた一九六〇年代中頃、並行的に生産様式的接近法と呼びうる理論が確立されつつあったと述べ、スティーラーの流れをくむ従属論が市場のための生産を強調し、ここから流通主義的にならざるをえない点にたいして生産様式理論は批判の鋒先を向ける、と山崎は言う。「資本制生産様式の成立や展開が、ある国なり地域なりにおける社会階級の編成の在り方に規定される」、つまり「植民地化以前の諸生産様式の配置、植民地体制下でのそれらの暴力的な変形、その結果として生みだされる階級的配

置の詳細な検討だけが、植民地後の資本制発展(および低発展)の差異を説明しうる」と生産様式理論はいうのである。だがここでは、こうした資本主義発生における論争点を対象としたいのではない。山崎のいう「分析装置としての従属理論は、・・・いわゆるNICs(新興工業国)の登場に代表されるような、第三世界の近年の動向に直面して大きく揺れているだけではなく、理論的にも徹底的な再検討を迫られている」という点についてである。

II

従属論者ランズバークにたいする生産様式論者パローネの批判を中心にみていこう。
C. A. パローネ「従属理論、マルクス主義理論、および韓国に

おける資本主義の復権」(1983) (A)

M. H. ランズバーク「資本主義と第三世界の経済発展」(1984)

(B)

C. A. パローネ「マーチン・ハート・ランズバークに答える」

(1984) (C)

(A) はランズバークの一九七九年の論文「第三世界における輸出主導型工業化——工業的帝国主義」への批判、(B) はそれへのランズバークの反批判、(C) は再批判である。

(i) パローネのランズバーク批判——論文(A)

(A) においてパローネは、ランズバークが「韓国でとられた輸出指向型工業化戦略は、内的に接合された自己拡張的経済の発展を阻害するものだ」と論じている」(p.72)点を批判する。パローネの主張の核心は次のことだ。

「私の主たる論点は、韓国は外国資本に従属しつつも、資本主義的工業化を成功裡に遂げてきたというところにある」(p.69)

ランズバークは次のように述べていた。

「不十分な所得のために、労働者や農民はたいがい彼らのニーズを有効需要には転化しえない。市場拡大の大半は少数の中間および上層階級によるものであり、しかもほとんどが国産でない生産物に向けられている。その結果、第三世界の需要の増大は、国内の生産よりもむしろ輸入の増大をひきおこすのである。そして労働者や農民は所得に不足をきたしているため、国内生産の大半が

輸出に向けられる。こうして、投資、技術、資源利用が先進資本主義諸国の需要に応じる形で発展するのである。……拡散的(Divergen)経済は、生産と消費との内的連関を欠いているのである」(p.73)

「生産と消費との内的連関」を欠いていたとしても、資本主義の発展がなしとげられることはいうまでもない。レーニンが『ロシアにおける資本主義の発展』で論証しようとしたことはそれであり、日本資本主義の発展もまさしくそれであった。レーニンはいつている。

「生産手段のための生産手段の生産が最も急速に増大し、消費手段のための生産手段の生産がそれにつづき、消費手段の生産が最も緩慢に増大することを見る」(『いわゆる市場問題について』国民文庫p.19)

「『人民大衆の貧困化』……は、資本主義の発展を阻害するものでないばかりか、逆に、まさのその発展を表現するものであり、資本主義の条件であり、資本主義を強化するものである」(同上p.38)

要するに、「内的に接合された自己拡張的経済」なる基準をたてると自体が問題なのである。にもかかわらず、パローネはこうした視角からの批判を展開せず、韓国における輸出依存率はオランダ、ベルギー、ノルウェーよりも低い、生産と消費の内的連関の欠如という指摘は誤っている、工業化の浅さということもあつていな

い、外国資本・技術への従属は高いが、しかし国家がこれを自国経済の下に統制している等々の逐一的批判を展開する。こうして彼は韓国資本主義の従属性そのものを否定する方向へ向かってしま

う。かかる立場からして彼が国際的下請制に言及するときは元気がない。

「下請制は確かに重要な意味をもつ国際的傾向である。韓国の下請制の規模については資料が欠けているが、おそらくは大規模におこっていることであろう。しかし問題は、それが韓国の経済と企業に対する外国の支配をどの程度まで示しているかである。……この国の多様化された経済構造は、部品生産や組立作業の下請制への依存から自立化せしめている」(p.76)

という具合に、彼の主張したいこと——つまり「韓国の極度に抑圧的な性質や従属性にもかかわらず、資本主義の発展が成功してきた」(p.71)という点からはずれて、資本主義の自立性という、より曖昧な論点にひきずりこまれてしまう。

パローネは結論する。

「韓国が外国貿易にさほど従属してはいないこと、生産が多様化されていて国内消費と関連をもつこと、さらに外国の資本と技術に従属してはいてもいずれについても韓国に有利な規制と管理ができてきたことが示された。従属的工業化が『内的に接合された自己拡張的経済』の発展を阻んだという議論は、韓国のケースにあてはまらないし、おそらく他の東アジアの新興工業国の場合に

もあてはまるものではないだろう」(p.79)

こうした主張の背後には、従属論にたいする次のような認識があつた。

「理論的次元において、ラディカル派従属理論は不均等発展の研究への理論的接近として有効ではあるが、資本主義興隆の前提条件や、資本と生産の社会的諸関係との両者の拡大再生産に必要な諸条件の検証には失敗していることからみて、不十分なものである。さらに、従属理論は多様な搾取手段、社会的生産諸関係、資本蓄積のあいだの連関を見落としていた。結局のところ、経済的、社会的、政治的動態を方向づける際に決定的な生産の領域は無視され、階級構造や階級諸力が、単に交換のレベルでしか取り扱われていないのである」(p.71)

「従属と交換諸関係という現象の背後にあるのは、第三世界諸社会の搾取の内実や運動法則および性質を形づくり決定する他の歴史の諸力に加えて、真に具体的な階級構造とその諸勢力であり階級闘争である。これらの諸要因も含めた分析にもとづいてのみ、我々は第三世界の資本主義発展の成功あるいは不成功を説明しうるのである」(p.81)

まさしく生産様式論者と呼ばれる所以だが、従属論の視野の狭さへの批判という正しい視角からまた別の視野の狭さにおちこんでおり、資本の運動の総体をみていないという点では同じレヴェルにある。

(ii) ランズバーグのパローネへの反批判——論文(B)
ランズバーグはパローネの欠陥をまず正しくつくところからはじめている。

「私が見たところでは、パローネは韓国がとり込まれている国際的な文脈に十分な重点をおかず、したがって、韓国の政治経済の形成に対して国際的な資本がもつ役割を十分考慮しえなかった」(p.105)

彼はここから国際的下請制を強調する。

「私の検証の主要な結論は、一九六〇年以降のアジア諸国における先進資本主義諸国への製品輸出増大の背後にあって、推進力となったのは国際的下請制だったというものである」(p.107)
七九年論文から引用して言う。

「先進資本主義国における市場の席巻をめざして、多国籍企業は、完成品、部品、サービスの生産に、第三世界の企業を何らかの関係をもった上で利用するという手はずをとっている。・・・多国籍企業と下請会社とのあいだでは、完全所有の子会社から独立の業者まで、ありうべき法的諸関係は多様であるが、重要な点は、第三世界から先進資本主義国への輸出が、先進資本主義国の企業に支配された完全な組織構造の一環だということである」
パローネはこうした点を見ていないとランズバーグはいうのである。かかる国際的下請制は今日、資本主義を分析するさいにきわめて重要な現実であり、貿易の範疇からははずれたものと考えたほう

一の反論という空しい作業に埋没してしまふ。

(iii) パローネの再批判——論文(C)

まずパローネは論点を明確にするために次のように言う。

「韓国が従属していないと示唆したり述べたりしたところは、私の論文のどこにもないのである。まさにその逆であって、私は「韓国が外国貿易にさほど従属してはいないこと、生産が多様化されていて国内消費と連関をもつこと、さらに外国の資本と技術に従属はしても、その資本と技術の双方について韓国に有利な規制と管理ができてきたこと」を論じている」(p.127)

自律—従属という曖昧な論争点に迷い込むことによって、客観的には「従属していないと示唆したり述べたりし」ているところが問題なのだ。だからパローネが「韓国が極端なまでに従属的であることを喜んで認めることにしよう。それでも、韓国が工業化に成功したという事実には変わりがないのである」(p.128)といくら正しいことを述べても空しいものでしかない。

パローネはきめつける。

「暗黙のうちに彼「ランズバーグ」が再言しているのは、従属と低開発とを等置するという、従属論者の恒等式である」(p.129)
だがこれにたいしては、「パローネが再言しているのは、自立と資本主義発展とを等置するという、生産様式論者の恒等式である」ということが対置されるであらう。

が良いと思われる企業内貿易の研究などなされねばならないことは多い。

だが、ランズバーグはここから従属性の一方的な強調と、さらにそこから例えば韓国の資本主義の発展それ自体を否定する方向に向かつてしまふ。

「国際的下請制は、これら第三世界諸国が資本主義発展を成功裡に達成する手助けになりうるかという問題である。私はいくつかの理由から、なりえないと論じた」(p.133)

「第三世界にとつて、下請制という現実はいいていつもはなはだしく予想とは違ったものになっており、ほとんどの場合、従属的工業化以上のものを達成しえていない」(同)

ランズバーグの頭の中には純粋な資本主義発展のモデルがあり、これによって現実を裁断している。しかもそのモデルは近代経済学の均衡モデルにその足をもっている。国際的文脈を強調することは正しいが、その中身はそうあつてはならない反例を示している。だからランズバーグが、「パローネは、過去二〇年間にわたって韓国が経済発展をなし遂げるなかでの多国籍資本の役割をあまりにも過小評価し、韓国側の行動の重要性、したがって韓国が自らの運命を左右しうる能力を過大評価した」というとき、それはパローネにたいする批判としては正しいが、現実の資本の運動への分析としてはその視野の狭さゆえに誤っている。

(iv)

以上、パローネとランズバーグの論争をみてきたが、それはスレ違いのようにみえた。パローネが資本主義の発展を強調し、ランズバーグは従属の拡大と深化を述べている。パローネが従属を認めつつも、資本主義の発展があると言い、他方、ランズバーグは資本主義発展はあろうが、その発展そのものが従属を増大させていると論じている。だが、パローネは不断に資本主義発展論から資本主義自立論へと傾斜し、他方、ランズバーグは従属論から不断に低開発論へと傾斜していた。

結局両者はともに今日の資本の運動の総体をとらえず、その一部を強調することによって相互にスレ違い、現実から遊離しているのである。

III

本多健吉も言うように、「NICs問題にアプローチしようとする場合に、従属化か自立化かといった問題の設定にたいする根本的な疑問」(『資本主義と南北問題』新評論 p.120)が前提されねばならない。こうした前提がないと、パローネやランズバーグにみられるように、一方での資本主義発展と自立、他方での従属と低開発とのリンクされることになる。こうしたことから本多が、「NI

CS問題へのアプローチの基礎視角は、それが新しい従属を深化しつつあるか自立化しつつあるか、あるいはその開発戦略は是か非かといった問題ではなく、こんにちの発展途上世界で起こりつつある大きな社会経済構造の変動と、それによって生みだされる新しい内部矛盾の性質の解明に焦点をあてるものでなければならぬ」(同 p. 122) というのは正しい。自立、従属のレッテルをふりまわすのではなく、個々の事例を具体的に分析することが不可欠である。

だが、そうした作業がすすめられればすすめられるほど、従来の理論的枠組みの根本的な狭さがあらわになるであろう。すなわち、従属論者も生産様式論者も、また両者の論争について言及している論者も、等しく多国籍企業に典型化される今日の巨大な独占の資本の運動を利子生み資本の運動という視角からみていないという点である。これは不思議ではあるが事実である。多国籍企業を中心とした今日の巨大な独占体の運動は、資本の運動という規定からすれば、金融資本の運動なのであって、その解明は、利子生み資本の運動という観点からの解明を前提とする。

従属論者もその批判者達も、現実資本の運動とそこからするかぎりで、貨幣資本の運動はみているが、利子生み資本の運動をみている。今日のように利子生み資本が一般化したものでは、現実資本の運動もある種の歪みを受けているのであって、この分析ぬきに、現代の独占資本と金融資本の運動の解明はおぼつかない。従属論者も生産様式論者も巨大な多国籍企業の資本の運動に、もっぱら現実資本とそれからするかぎりで貨幣資本の運動と、いう角度から接近し、搾取の構造を暴露せんとしているが、それでは国際金融市場を運動の場とする今日の膨大な利子生み資本の運動による巨大な国際的搾取・収奪構造を暴露することはできない。

例えば韓国における急速な資本主義発展についてみる場合、その発展がいかに国際金融市場に結びつき、そこに組み込まれていったものとしてあるのかが分析されねばならない。しかし、従属や自立を云々する論者達はこの点をほぼまったく無視している。従属論者のいう市場は現実資本の運動からみた市場であり、他方、生産様式論者のいう内部構造は現実の資本運動からみたかぎりでのそれである。この限界をのりこえねばならない。

(つづく)

一 % 枠 論 議 の 欺 瞞 性

自民党政府が十二月三〇日の臨時閣議できめた「六十二年度予算の政府案」は、軍事予算において対国民総生産(GNP)比一%を超えた(三兆五一七四億円、GNP比一・〇〇四%)。このことについて、社共など議会主義野党は「いっせいに反発」している。本稿の任務は、ブルジョア議会でこなわれているこの争いを階級的に評価することにある。

社会党委員長・土井たか子は、軍事予算がGNP比一%を超えたことについて、つぎのように批判している。すなわち、「防衛費一%枠突破のあとには歯止めない軍備増強につながっていく」と。この手の「批判」は、公明党や日共にも共通している。要するに今回の閣議決定が、「歯止めのない軍備増強につながる」とみているのである。

以上から言えることは、社共などは「軍拡の歯止め」として「一%枠」が存在してきた(有効であった)と評価していることをしめしている。だが、それは実際的にみて誤っている。

なぜなら、そもそも「GNP一%枠」とは、GNPの一%を軍事費が占めるということであり、GNPが成長すればそれに応じて軍拡を続けるということだからである。事実、額で見れば、七十二年と比較して、現在では三倍増となっている。「一%枠」を決定した七十六年当時の名目成長率は、十三・三%であり、ブルジョアジーはこれを前提に、防衛計画大綱を四、五年で達成できると考えていたのである(ちなみに、六十六年までは、GNP比一%を超えていた)。

つまり、「一%枠」は、社共がいうように軍拡の「歯止め」になつてきたところか、資本主義的生産力にみあったペースで軍拡を進める手段になつてきたのである。ブルジョアジーは、はっきりとこのことを主張している。

「一%枠は・・・わが国の防衛のあり方について国民のコンセンサスを得る役割を果たした」(八十六年十二月三十一日付「読売新聞」)。また、自民党議員が中心になつて「一%枠堅持を主張する二十二委員会」すらつくつてきたのである。

であればこそ、(ブルジョアジー自身がつくつた)手段としての

「一%枠」は、その後の経済成長率の落ち込み—ここ数年は五、六%台—とともにブルジョアジーの手によって早晚修正されようとするのは不可避であったのである。

自民党政府は、八十五年九月、防衛計画大綱の水準達成のために、総額十八兆四千億円の中期防衛力整備計画（一九八六年—九〇年）を決定した。これは、対GNP比一・〇三八%にあたる。つまり、計画（軍拡）達成のためには、GNPが予測より膨らまない限り—その可能性はほとんどない—、一%を超すことが明らかとなったのである。ここで、ブルジョアジーは「一%枠」という手段を修正するため彼ら独特の詭弁を用いる。

「一%枠は単年度の防衛費を対象としたもので、五カ年計画とは関係ない」（政府説明）。「一%枠は永久不変のものではなく、当面のメドである」（防衛庁）。「防衛力整備計画を優先すべきだ」（栗原防衛庁長官）。「一%か、五カ年計画（中期防衛力整備計画）の達成かで悩んだが、防衛力が大事、最小限これだけはやっておかなければならぬと判断した」（中曽根首相）。

つまり、防衛力整備と「一%枠」をはかりにかけたが、「一%枠」を捨てたのである。ここでも一貫しているのは、軍拡である。この相互関係を何ら真剣に考えようとしない社共は、一%の枠の突破という結果のみを批判しているだけなのである。

II

ところで、社共が「国是」としてきた「GNP一%枠」という基準自体が実に曖昧なものである。

「GNP一%枠」という主張は、七十六年、三木政府によって提起された。当時、ブルジョアジーの新たな軍拡（防衛大綱）にたいし労働者大衆の反発が生れつつあった。そこで、三木政府に求められたのは、この反発を社共をとり込んで封じ込め、軍拡を促進することであった。その手段としてもち出されたのが『ミリタリーバランス』の数字であり、一%枠である。つまり、どのような合理的根拠もないのである。

しかも、GNP自体が厳密なものではない。中曽根は、「GNP一%枠」を公然と修正する以前に、GNPの計算基準をかえて、つじつまを合わせようとした（この改定によって、中期防衛力整備計画がGNP一・〇三八%から一・〇二%になった）。さらには、この間の円高による差益が生じ、防衛庁はかなりの「得」をしている。また、『ミリタリーバランス』の計算の仕方にも国によって異なる。玉川洋次氏はこれについて、つぎのように暴露している。

「西ドイツなみに軍人恩給や海上保安庁経費を加えれば、それだけで手直したGNPの一・六%となり、後年度負担を加えるとさらに膨大になる。さらに大学や企業の研究費、公共施設費などに潜りこんでいる軍事費は計算しきれない」（『インパクション』第四十四号p七十八）。

このような曖昧な「基準」—結局、何ら基準とはなりえず、ブルジョアジーの都合によってどうとでもかえられるものである—こそ、「GNP一%枠」の正体なのである。社共の形式主義は、この点からいっても救いようがない。

かくして、「歯止めのない軍拡」をおし進めんとするブルジョアジーにとって、形式主義を立場とする社共は、労働者大衆の矛先をごまかし、そのエネルギーを圧殺するための最良の友なのである。なぜなら、社共をとりこんで更なる軍拡を「国民的」に追認させるためにブルジョアジーに必要なのは、またもや「新たな歯止め」を提出することだからである。

すでに、ブルジョアジーは、「一%程度」、「一%を基準とする」といった案を論議しはじめている。これは、通常国会が再開される一月二十六日までに決定し、中曽根首相の施政方針演説に盛り込まれる、といわれている。（注）

III

社共が「一%枠」論議に固執することで避けてきたのは、階級的な「防衛」そのものをめぐる論議である。この論議を避けることで実際上はブルジョアジーの軍拡に協力し、他方で、「一%枠」が何か「歯止め」であるかのような幻想をまきちらし、軍拡の実態が浮きぼりになるのを押しとどめてきたのである。そして、それは社共が現在の資本主義国家—つまりブルジョアジーの暴力装置—を認め

てしまっているゆえに軍拡を階級的に批判できないことよって、ブルジョアジーは軍拡の階級性を隠蔽する目的から、これまでこの点でも社共を利用してきた。だが、今日、「一%枠」突破を契機に防衛論議でも攻勢にうって出ようとしている。例えば、十二月三十一日付「読売新聞」の解説と社説はつぎのように述べている。

「この一%枠が防衛論議を防衛費のGNP比率だけに偏らせ、中身の論議を深めることを妨げてきたことも事実だ。この一%枠見直し、わが国の防衛力整備の方向にむだはないか、どんな形の防衛体制が必要なのかという防衛の中身の論議に転換するきっかけになるかどうか」。「防衛力整備の内容に踏みこんだ冷静かつ現実的な安全保障論議の展開を望みたい」。また、すでに以前からブルジョアジーの先兵として、こうした論議にくみし、軍拡を公然と賞賛してきた民社党はますますいきおいづいていく。

これまで述べてきたことからして、この攻勢に社共などが応える能力がないばかりか、「新たな歯止め」論議に重点をおくことでブルジョアジーを手助けすることは明らかであろう。とすれば、真にプロレタリアートを代表せんとするわれわれこそ、「一%枠」論議の欺瞞性を徹底的に暴露し、ブルジョアジーの防衛論議に正面から応えて—それには軍拡の根柢には資本主義・帝国主義があること、ブルジョアジーの武装にたいしてプロレタリアートの武装を対置しなければならぬことをはっきりさせ、社共と完全に手を切るこ

が不可欠である—いかなければならない。

『火花』 総目次 (一九八六)

(注) 自民党政府は二月二十四日、安全保障会議、臨時閣議を開き、「GNP費一%枠」撤廃し、新歯止めとして「中期防衛力整備計画(一九八五—一九九〇)期間中の各年度の防衛関係経費は、同計画に定める所要経費の枠内で決定」という、いわゆる「総額明示方式」を打ち出した。これはGNP費論争にブルジョアジーの側から決着づけ、軍拡のよりいっそうの自由を公然化したものである。事実、一九九一年度以降の防衛費のありかたについては「同計画終了時までにはあらためて国際情勢及び経済財政事情等を勘案し決定する」としている。

第53号(86・1)

- ・戦争と革命の歴史的考察(1)
- ・一〇・二〇闘争がつきつけたもの

- ・A研究ノートVロシア社会民主労働党プラハ全党協議会
- ・『火花』総目次

第54号(86・2)

- ・革命的スローガンについて
- ・反天皇闘争における我々の立場

- ・日本共産党代々木一派の第十七回大会における指導部批判
- ・現代の情勢をめぐって

第55号(86・3)

- ・フィリピン共産党の闘いからなにを学ぶか
- ・国鉄ゲリラの教訓

- ・天皇制批判における問題点

第56号(86・4)

- ・フィリピン二月革命とプロレタリアートの任務
- ・「安全保障会議設置法」案提出の意味
- ・戦争と革命の歴史的考察(2)

第57号(86・5)

- ・中曽根打倒のスローガンと帝国主義的再編との闘いについて
- ・今日の資本主義と解放の神学
- ・三・三〇三里塚闘争報告

- ・戦争と革命の歴史的考察(3)

第58号(86・6)

- ・サミット「国際テロに関する声明」の背後にあるものとプロレタリアートに問われていること
- ・反天皇闘争におけるプロレタリアートの任務
- ・共産同(火花)への圧倒的カンパを!
- ・最近の政治警察

- ・共産同(火花)発行パンフ紹介

第59号(86・7)

- ・韓国における最近の綱領—戦術—組織上の論争に注目しよう
- ・蜂起派の天皇論を批判する
- ・戦争と革命の歴史的考察(4)

第60号(86・8)

- ・衆参同時選挙のしめすもの
- ・ベトナム共産党の直面する困難に何を見るか
- ・中米革命とプロレタリアートの任務
- ・戦争と革命の歴史的考察(5)

第61号(86・9)

- ・建党協批判
- ・中国は商品生産—資本主義になにを学ぶか
- ・税制改革論議の意味するもの
- ・「奉祝式典」にたいするわれわれの態度

第62号(86・10)

- ・雨降って地は固まったか?—中曽根・全会談の成果—
- ・共産主義を目指すプロレタリアートの武装を発展させよう!
- ・戦争と革命の歴史的考察(6)

第63号(86・11)

- ・プロレタリアートの階級闘争と国家秘密法案
- ・社共・日弁連となぜ手を切らねばならないのか
- ・軍事的・警察的専制とどう闘うか
- ・戦争と革命の歴史的考察(7)

第64号(86・12)

- ・戦争国家とわれわれの任務
- ・九・一四基調をめぐって
- ・階級闘争と党派闘争と暴力について
- ・『火花』第六十号「衆参同時選挙のしめすもの区項」について
- ・今日の独占—利子生み資本の運動について(1)

火花 第六六号

発行日 一九八七年二月一日

編集発行 共産主義者同盟（火花）

京都中央郵便局私書箱一七一号

定価 三〇〇円